

## ● 大通り景観づくり推進協議会部会を開催しました。

大通り景観づくり推進協議会 部会（大工町，馬場，池上町地区）においては、令和7年11月25日と令和8年2月26日に会議を開催しました。

また、大通り景観づくり推進協議会 部会（伝馬町地区）においては、令和7年11月26日と令和8年2月24日に会議を開催しました。

今回は、「会議の様子」と「会議でいただいたご意見」などをご紹介します。

### 大通り景観づくり推進協議会部会(大工町，馬場，池上町地区の内容)

第1回では、上河原交差点から池上町交差点までの景観形成重点地区内の建築物等の現状調査分析結果の共有と大通り沿線の景観について、意見交換を行いました。

第2回では、第1回でいただいたご意見と現況調査での課題について、現在の基準について分析した結果や、基準の見直しの方向性などについてご意見を頂きました。

#### 【協議会の様子】



#### 【主なご意見】

##### 【第1回 部会】

- ・ 駐車場の緑化の基準はいつからできたのか。駐車場の緑化は義務付けられているのか。  
⇒ 基準は平成 25 年に重点地区に指定されたときの基準になっており、それ以降に申請があったものに対しては基準を満たすよう誘導している。
- ・ 各地区の個性があまり表に出ていないという意見があったが、統一的な基準が存在する中で、各地区の個性を出すというのは難しいのではないかと。  
⇒ 基準という枠組みの中でも、工夫次第で個性を出すことは十分に可能である。例えば、色彩基準においては、池上地区は「暖色系、茶色系」という基準を設け、大工町・馬場地区とは異なる基準が設定されるなど、地区の特性に合わせて基準を変える工夫は行われている。

##### 【第2回 部会】

- ・ 現行の景観形成基準に強制力はあるのか。例えば、真っ黒でスタイリッシュな黒御影石のような建物が計画された場合、市は建築を却下できるのか。  
⇒ 意匠・形態が基準に適合していない場合、市は事業者に対して設計変更の勧告をすることができる。自然素材の場合は、適合していることになるので御影石は使用可能。
- ・ マンション建替えによって道路面に駐車場が配置されているが、景観上の観点から、問題があると考えている。  
⇒ 他の自治会からも、建替えで北面に駐車場が配置されてしまい「何とかならなかったのか」というお声をいただいている。現在、大通り等に限らず一般的な地区であっても、一定規模以上の大きな建築物については届出をしてもらい、市から「修景してみてもどうか」と意見を伝え調整を行っているが、現行の基準では強制力が伴わず「お願い」になってしまっている部分もあり、そうした課題等に対応できるよう基準の見直しも検討している。

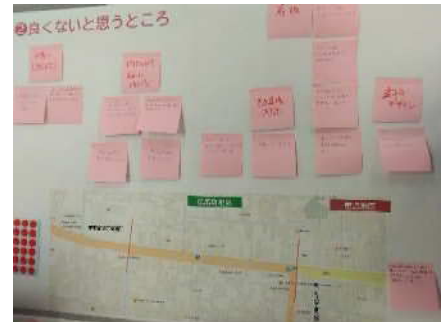
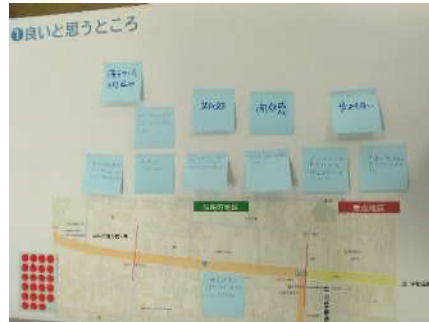
# ● 大通り景観づくり推進協議会部会(伝馬町地区)を開催しました。

## 大通り景観づくり推進協議会部会(伝馬町地区の内容)

第1回では、池上町交差点から裁判所交差点までの景観形成重点地区内の建築物等の現状調査分析結果の共有と大通り沿線の景観について、意見交換を行いました。

第2回では、第1回でいただいたご意見と現況調査での課題について、現在の基準について分析した結果や、景観形成の基本方針、景観形成基準についてご意見を頂きました。

### 【協議会の様子】



### 【主なご意見】

#### 【第1回 部会】

・ 小幡・清住で区画整理が進み、来年、都心部環状線が供用開始となるのに合わせて、清住の通りも整備が進んでいるかと思う。そうしたまちづくりも大切なので、連携して進められると良いと考えている。

⇒ 大通りを含めて市街地のつながりも大切であると考えており、歴史・文化や山車など、地区の様々な特徴を取り入れながら、コンセプトやルールを検討していく。中心市街地のまちづくりについては、調和がとれるよう、連携しながら進めていく。

・ 沿道には様々な自治会があるが、各自治会の中にどのような年齢層の人が住んでいるか、どのような世帯が住んでいるか、ある程度把握した上で検討する必要があるのではないかと。

⇒ 今後、大通り沿いの事業者アンケートを取ったり、ワークショップを実施したりすることも検討している。実施を予定している事業者アンケートについては、土地建物の登記を確認し、所有者にアンケートを送付する形をとる予定しており、様々な方法を組み合わせて、出来るだけ多くの皆さんの意見を伺っていく。

#### 【第2回 部会】

・ 事務局より提示された基本方針の案について内容に違和感はないが、各案の要素を統合した新たな方針とするのが望ましいのではないかと。

⇒ 文言の整合性は事務局で再考する。当面はこの3案の方向性を軸としつつ、今後、地域住民や自治会等から広く意見を募りながら、最終的な方針へと練り上げていく。

・ 基準等の検討については、対象となる自治会の方たちや事業者など、多くの意見を取り入れる場を設けてほしい。

⇒ 地域の方々と意見交換を行う場については、広く意見を伺いながら検討する必要があると考えているのでやり方などを相談させていただいたうえで設定していく。

・ 大通り全体を見た際に連続性が失われることが無いようにしてほしい。

⇒ 大通りについては、統一的な景観形成とする中に、地区の特徴等を出していくイメージを考えている。

掲載ホームページ

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/machizukuri/keikan/1041984.html>



問い合わせ先 宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ  
担当:梁木(やなぎ), 村松  
電話 028-632-2568 FAX 028-632-5421  
Mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp